

文京区印鑑条例の一部を改正する条例 新旧対照表

1 文京区印鑑条例（昭和五十年条例第三十七号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条から第十九条まで（略）</p> <p>（個人番号カード又は移動端末設備を用いた印鑑登録証明の申請及び交付）</p> <p>第十九条の二 第十八条の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、規則で定めるところにより、<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）</u>を記録した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）又は<u>移動端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三十五条の二第一項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）</u>を記録した電磁的記録媒体（同項に規定する主務省令で定める電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。）を利用し、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p>	<p>第一条から第十九条まで（略）</p> <p>（個人番号カードを用いた印鑑登録証明の申請及び交付）</p> <p>第十九条の二 第十八条の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、規則で定めるところにより、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を記録した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）を利用し、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p>
<p>第二十条から第二十二条まで（略）</p> <p>付 則 この条例は、デジタル社会の形成を図るため</p>	<p>第二十条から第二十二条まで（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

<p><u>の関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第49条の規定の施行の日から施行する。</u></p>	
--	--